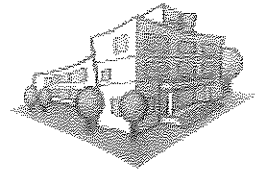


医療機関と民事再生

片山・田中法律事務所 ■ 弁護士 片山卓朗



Vol. 4

民事再生手続の概要（その2）

前回に引き続き、手続の流れを説明します。

④民事再生開始決定の発令

裁判所は、債権者説明会の後に、監督委員の意見を聞いた上で開始決定をします。東京地方裁判所の場合、多くの場合民事再生申立から一週間程度で民事再生の手続開始決定が発令されます。開始決定により、正式に民事再生手続が開始されます。開始決定の後、裁判所は直ちに債権者に対し、開始決定があったことを知らせる書面とともに、債権届出書を郵送します。債権者は、この債権届出書に開始決定時点における債権の額等、必要事項を記載し債権の届出を行うこととなります。

⑤財産評定書及び125条報告書の作成

申立代理人である弁護士は、公認会計士や税理士の協力の下に、債権届出期間から1ヵ月弱の時点で、財産評定書と民事再生法第125条に規定された報告書（125条報告書）を作成し、裁判所に提出することになります。財産評定とは、開始決定時における債務者のすべての資産について、清算を前提とする評価をすることであり、同時に、開始決定時において、破産的清算が行われたとした場合における配当率を算定することとなります。125条報告書には、民事再生申立に至った経緯、申立後の経過及び現状等、債務者の状況が詳細に記載されます。

⑥再生計画案の策定

過去の経営実績や今後の収益の予想数値を前提に、再生計画案が策定されます。再生計画案には、債権者に対し、債権額のどれだけのパーセンテージをどれだけの期間で支払うかが記載

されます。どれだけのパーセンテージでなければならないかという点については、規定はありませんが、少なくとも破産配当率を超える弁済率であることが求められます。弁済の期間については、民事再生法によって、10年以内でなければならないとされています。再生計画案が裁判所に提出されてから1週間程度で監督委員から再生計画案に対する意見書が提出されます。それ以前に、監督委員は、独自に選任した公認会計士に依頼し、債務者の経営内容を精査します。監督委員は、公認会計士からの報告書を参考にして、再生計画案に対する意見書を作成することとなります。再生計画案は、監督委員の意見書とともに債権者に郵送されます。

⑦再生計画案に対する決議

再生計画案が裁判所に提出された後、2ヵ月程度の日程で、再生計画案を決議するための債権者集会が開催されます。この債権者集会は、裁判所が主催するもので、裁判所において行われます。債権者集会において、全債権者の過半数の債権者が同意し、かつ、同意した債権者の有する債権額が全債権額の2分の1以上であれば、原則として、裁判所は、直ちに再生計画案を認可します。再生計画案が認可された場合には、債権者の有する債権は、再生計画案に従って変更されることとなります。申立代理人である弁護士は、再生計画案に賛成してもらえよう、主な債権者に再生計画案を説明をしたり、再生計画案が成立するように努力することとなります。民事再生の手続の流れは、以上のとおりですが、東京地方裁判所の場合には、申立から認可決定まで、概ね6ヵ月程度の日程で手続が進められます。